

#### ④ 感染症について

### 出席停止期間の基準について

感染症と診断されたときは、下の表のように幼稚園を休むことになります。この休みは「出席停止」といって、欠席扱いにはなりません。

治療を受けた医師から感染の恐れがないと診断されてから、登園させて下さい。診断書は必要ありません。診断を受けたら園までご連絡ください。

#### 学校感染症

病名	潜伏期間	出席停止期間（基準）
インフルエンザ	1～3日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	1～2週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌生物製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	9～12日	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふく）	1～2週間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹（3日はしか）	2～3週間	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	2～3週間	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	5～7日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	1～2か月	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	原因菌による	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認められるまで

#### ※その他、出席停止になる感染症（学校感染症第三種）

その他の感染症についても、他への感染の恐れがあると医師が認めたものはすべて出席停止となります。

（停止期間は症状により学校医その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで）

（例）溶連菌感染症、流行性結膜炎（はやり目）、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）

水いぼ・飛びひは、特に夏場やスイミングをしている場合、他に感染を広げますので、適切な治療をお願いします。